

小・中・高校生の森林学習等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、(公財) かながわトラストみどり財団(以下、「財団」という。)が、児童・生徒の自然環境に関する理解と保全意識の向上を図るため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校(以下「学校」という。)の行う森林・林業・緑地等に関する学習や体験活動等に対する企画立案等の支援や活動経費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、県内で活動する学校とする。

(対象事業等)

第3条 支援対象とする事業は、学校が主体的に実施する次の各号に掲げる活動とする。

- (1) 森林・林業・緑地等に関する講義
- (2) 植栽・下刈・枝打・間伐等の森林づくりに関する体験活動
- (3) 自然観察・動植物調査・環境整備等の学習活動
- (4) 木材や竹材を利用した工作等の森林文化活動
- (5) その他、自然環境の保全等に必要な活動

2 助成対象とする経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 指導者の派遣依頼に要する経費
- (2) 用具類の研磨等に要する経費
- (3) 用具類の運搬等に要する経費
- (4) 上記(1)号から(3)号に掲げる経費の基準及び助成経費の上限は、別紙「小・中・高校生の森林学習等経費助成基準書」のとおりとする。

(事業の実施期間)

第4条 助成の対象となる事業の実施期間は、当年4月から翌年3月20日までとする。

ただし、当年度の予算を超えた段階で終了とする。

(指導者の派遣)

第5条 財団は、学校からの要請により指導者を派遣する場合は、神奈川県森林インストラクター(以下「インストラクター」という。)を特定非営利活動法人かながわ森林インストラクターの会が定める「インストラクター派遣事業推進要綱」により派遣することとする。

(用具類の貸出し)

第6条 財団は、学校と事前に調整のうえ、活動に必要な用具類を貸し出すものとする。

(申請書の提出期日等)

第7条 この要綱により経費助成の交付を受けようとする学校は、財団と事前に調整のうえ、森林学習等支援事業助成申請書(第1号様式)を、事業を実施しようとする日から起算して2ヶ月前までに財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(申請書の受理及び決定通知)

第8条 理事長は、助成申請書を受理したときはその内容を審査して助成経費を決定し、森林学習等支援事業助成決定通知書(第2号様式)を申請者に通知するものとする。

(事業の変更・中止又は廃止)

第9条 事業の内容変更、中止又は廃止をする場合は、速やかに理事長に申し出て承認を得なければならない。

(申請取り下げのできる期間)

第10条 申請の取り下げができる期間は、助成決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(報告書の提出)

第11条 学校は、事業終了後速やかに森林学習等支援事業実施報告書(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。

(助成経費の支払)

第12条 理事長は、前条の報告を受理した時はすみやかに内容を審査し助成経費を支払うものとする。

附則 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(別紙)

小・中・高校生の森林学習等経費助成基準書

1. 活動に係る経費について

(1) 指導者の派遣依頼に要する経費

指導者1人につき 4,500円/日

※必要な指導者人数の目安は下記のとおり

活 動 内 容	人数の目安	
森林に関する講義	対象の人数・学年を問わず 1回の講義に対して 1人	
森林づくり活動 自然観察 森林文化活動	小学生	概ね10人に対して 1人
	中学生・高校生	概ね12人に対して 1人
	特別支援学校生	別途調整
	*下見・打合せがある場合には当日と下見日の2日分費用が必要	

(2) 鎌研磨費用 要相談

(3) 道具運搬費用 要相談

2. 助成経費の上限

同一学校への助成経費の上限は、12万円とする。